

南越前町長 岩倉 光弘 様

南越前町監査委員 山本 雄治

南越前町監査委員 喜村 喜代治

令和5年度南越前町一般会計及び特別会計決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、令和5年度南越前町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査を執行したので、その結果について次のとおり意見を付します。

記

1. 審査の対象

令和5年度南越前町一般会計歳入歳出決算

令和5年度南越前町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和5年度南越前町国民健康保険今庄診療所特別会計歳入歳出決算

令和5年度南越前町河野診療所特別会計歳入歳出決算

令和5年度南越前町個別排水処理施設特別会計歳入歳出決算

令和5年度南越前町農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算

令和5年度南越前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和5年度南越前町農業集落排水特別会計歳入歳出決算

令和5年度南越前町老人保健施設特別会計歳入歳出決算

令和5年度南越前町介護保険特別会計歳入歳出決算

令和5年度南越前町下水道特別会計歳入歳出決算

2. 審査の年月日

令和6年7月30日、8月5日、7日、19日

3. 審査の方法

審査は、各会計歳入歳出決算及び決算附属書類について、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるか、予算執行が適正かつ効率的に行われているかについて、各種帳簿等各課等から提出された関係書類等と照合するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取して実施した。

4. 審査の結果

各会計歳入歳出決算及び決算附属書類は、関係法令に準拠して作成されており計数も正確であると認めた。

また、予算の執行については、適正に執行されていることを認めた。

5. 審査意見

特に指摘すべき事項はない。